

令和4年8月2日

## 県立体育館整備等に関する特別委員会説明資料

教 育 委 員 会  
政 策 部  
総 務 部  
交 流 推 進 部  
土 木 部

# 目 次

I	新県立体育館の概要について	1
II	管理運営業務について（方針案）	3
	1 指定管理者制度の導入	
	2 各施設の利用の考え方	
	3 使用料の考え方	
	4 収支見込み	
	5 利用調整の考え方	
	6 今後のスケジュール	
III	サンポート高松地区の開発状況について	10

# I 新県立体育館の概要について

## 1 施設の概要

- **様々な用途に利用できる多目的アリーナ**
  - ・スポーツの国際大会・全国大会、コンサートツアー、展示会などに利用可能
- **最大収容人数は中四国最大級の約1万人**
  - ・メインアリーナの固定席は中四国最大の5,024席
- **交流エリアを設けた新しい発想のアリーナ**
  - ・競技フロア、観客席、交流エリアが一体となった、様々な利用ができる空間
  - ・アリーナ内の快適な音環境に寄与
- **サンポートの環境に調和した、利用しやすい施設**
  - ・多方向からアクセス可能で、人々が気軽に立ち寄り、回遊できる開かれた施設
  - ・エントランス広場や交流エリアなど、建物内外に公共空間を確保
  - ・高さを低く抑えた曲線状で構成し、サンポート高松の景観に調和
  - ・ユニバーサルデザインにも対応

建築面積	18,950㎡	
延床面積	31,212㎡（東駐車場含む）	
構造形式	鉄骨造、鉄筋コンクリート造 / 杭基礎	
最高高さ	27.7m	
施設構成	メインアリーナ	固定席 5,024席
	サブアリーナ	固定席 1,002席
	武道施設	固定席 327席
駐車場	東駐車場：68台（身障者用2台含む） 西駐車場：32台（身障者用2台含む）	
駐輪場	自転車・自動二輪車：565台	

【敷地南側上空より】



※新県立体育館へのアクセス利便性向上のために検討しているキャノピー等の整備については、パース上は示していない



## Ⅱ 管理運営業務について（方針案）

### 1 指定管理者制度の導入

#### （1）管理運営方式

指定管理者制度は、民間事業者の経営努力によるコスト削減や収入の確保など財政面での効果のほか、効果的な誘致・営業活動による交流人口の拡大やにぎわいづくりの創出等が期待できることから、新県立体育館においては、指定管理者制度を導入することとし、公募により事業者を選定する。

また、指定管理者のインセンティブを高め、効果的かつ効率的なサービス提供を行うことが期待できるほか、指定管理者による弾力的な料金設定が可能となることから、利用料金制度を導入する。

#### （2）指定期間

検討案（本年2月の特別委員会時点）の段階では、本県の指定管理を行っている大部分の施設と同様に5年を想定していたが、昨年度に実施した管理運営検討支援委託業務の成果報告書や4月の本特別委員会における参考人からの意見も参考に、事業者の安定的かつ効果的な事業推進や運営リスクなどを考慮し、7年とする。

#### （3）優良かつ安定的な管理運営のための方策

○指定管理期間の中間段階で、指定管理内容について協議を行う。

- ・7年間の指定管理期間の中間年となる4年目（令和10年度）に3年間の指定管理業務を検証し、大幅な社会経済情勢の変動などやむを得ない事由により、契約内容を見直すことが適当と認められる場合は、協議のうえ、変更できるととする。

○感染症拡大などによる影響への財政的支援について協議を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症などの拡大により、県から休業要請や時短要請を行った場合に、その期間中の影響への財政的支援について県と指定管理者において協議を行うこととする。

○競争性を確保し、県の利用想定を実現することのできる申請条件とする。

- ・大規模で多目的な新施設であることから、代表の法人等は県内に本店等、構成員も県内事業所を有することとしている所在地要件を緩和し、代表の法人等を含む構成員のいずれかの法人等が、県内に本店等があることで条件を満たすものとする。
- ・コンサート等大規模イベントを誘致できる能力を有する法人であることなどを求めることとする。

○指定管理者の業務内容を評価し、次期の選考に反映させる。

- ・指定管理者が次期の募集に応募した際に、業務遂行状況が優秀（不十分）である場合には、選考時において加点（減点）を行うこととする。

## 2 各施設の利用の考え方

### (1) メインアリーナ

- ・コンサートやM I C Eのほか、全国大会や国際大会などの大規模なスポーツ競技大会等に利用する。
- ・また、県民の利用を促進する観点から、収益への影響等も考慮し、高等学校総合体育大会（6月第1週～第3週）、中学校総合体育大会（7月第4週～8月第2週）及び国民体育大会四国ブロック大会（8月第3週～第4週）など、年間52週のうち10週について、スポーツ大会等での利用枠を設け、県の負担により木製床を設置する。

### (2) サブアリーナ

- ・県大会などの中規模なスポーツ大会、日常スポーツ活動の場、メインアリーナでの大規模なスポーツ大会開催時における練習会場やM I C Eなどに利用する。

### (3) 武道施設

- ・柔道、剣道等の大会やエアロビクスやダンスなどの少人数でのスポーツ活動や文化活動に利用する。
- ・団体等による専用利用だけではなく、個人単位での利用も可能とする。

#### (4) 交流エリア

- ・メインアリーナが専用利用されていない日は、海への眺望が開け、まとまった面積が確保できる、北側部分を日常利用として一般開放する。
- ・交流エリアの使用料を設定して専用利用を認め、キッチンカーの乗り入れやイベントの開催なども可能とする。
- ・カフェは指定管理者の運営とする。

#### (5) 開館時間

- ・新県立体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。(12月29日から1月3日は休館)  
※イベント内容に応じて時間外も対応可能とする。
- ・交流エリアの日常開放は、原則として、午前10時から午後5時までとする。

### 3 使用料の考え方

#### (1) 基本的な考え方

- ・条例や規則において、類似規模の施設の金額や、施設の維持管理経費などの実際に要する経費、施設に対しての政策上の観点などを考慮して、使用料を設定する。
- ・指定管理者は、上記使用料の金額を参考にして、県の承認を受けたうえで、利用料金を定める。
- ・利用目的や利用形態等に応じて、細やかに設定する。
- ・アマチュアスポーツの利用は、県民が利用しやすいものとなるよう、それ以外の利用に比べて相当廉価に設定する。
- ・メインアリーナの使用料は、収益や近隣の類似施設との競争力の確保を考慮したものとする。

(2) 料金区分

- ・アリーナ使用料の料金区分については、他の類似施設と同様に次の5区分とする。

区分	想定される用途
① アマチュアスポーツ入場料無料	県大会、インターハイなど
② アマチュアスポーツ入場料有料	インカレ、社会人リーグなど
③ アマチュアスポーツ以外入場料無料 (非営利目的)	学会などのM I C E
④ アマチュアスポーツ以外入場料無料 (営利目的)	商品展示会などのM I C E
⑤ アマチュアスポーツ以外入場料有料	コンサート、プロスポーツなど

(3) 主な施設の使用料 (平日 9:00~21:00)

(税込、千円単位で四捨五入)

区分	アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外		
	①入場料無料	②入場料有料	③入場料無料 (非営利目的)	④入場料無料 (営利目的)	⑤入場料有料
メインアリーナ	121 千円	513 千円	652 千円	1,029 千円	1,916 千円
サブアリーナ	41 千円	135 千円	220 千円	387 千円	666 千円
武道施設	16 千円	48 千円	67 千円	88 千円	148 千円

- ・朝 (9:00~13:00)、昼 (13:00~17:00)、夜 (17:00~21:00) の時間帯での予約を可能とし、使用料はそれぞれ1日料金の1/3とする。
- ・土日祝日は平日の1.2倍 (アマチュアスポーツ入場料無料を除く)、時間外については1時間当たり単価の1.25倍とする。
- ・準備・撤去にかかる使用料については半額とする。
- ・1/2面、1/3面などの部分利用については、利用面数に応じた料金とする。



#### (4) 冷暖房費

- ・冷暖房費については、類似規模の施設の使用料や光熱水費の見込額を参考にして設定する。
- ・メインアリーナについては、アリーナ、観客席、交流エリアについて、それぞれ料金を設定する。
- ・サブアリーナについても、アリーナ単独での利用が想定されることから、アリーナ、観客席について、それぞれ料金を設定する。

##### 【1時間当たりの使用料】

メインアリーナ：21千円（アリーナ部分7千円、観客席6千円、交流エリア8千円）

サブアリーナ：9千円（アリーナ部分4千円、観客席及び交流エリア5千円）

武道施設：2千円（1面利用の場合は1／3）

#### (5) 照明費

- ・照明費については、日常利用（アマチュアスポーツ大会等）はアリーナ使用料に含めることとし、特に高照度が必要なイベント・プロスポーツ興行等を開催する場合は、実費見込額により設定する。

#### (6) 付属施設等

- ・付属施設（会議室、トレーニングルーム等）や交流エリア等の使用料については、近隣施設等の使用料を参考にして設定する。
- ・備品（椅子、ピンスポットライト等）の使用料については、類似施設の使用料等を参考にして設定する。

#### (7) 駐車場料金

- ・サンポート高松周辺の近隣駐車場との均衡を考慮して設定する。

## 4 収支見込み

### (1) 収入

- ・設定した使用料及びコンサートやM I C E、スポーツなどの需要予測に基づいて積算した結果、収入総額は2億5千万円程度の見込み。
- ・メインアリーナの利用は、コンサート20公演40日(準備撤去込みで80日)、M I C E34日、アマチュアスポーツ37日を見込む。
- ・サブアリーナの利用は、アマチュアスポーツ316日、M I C E27日を、武道施設はアマチュアスポーツ103日(個人単位での利用を除く)を見込む。

### (2) 支出

- ・県有施設の維持管理を行う事業者から見積を徴収するとともに、昨年度に実施した管理運営検討支援委託業務における調査結果等に基づいて積算した結果、人件費、光熱水費、保守清掃警備費、租税公課等の支出総額は3億9千万円程度の見込み。

### (3) 収支

- ・収入2億5千万円、支出3億9千万円を見込んでいることから、収支は1億4千万円程度のマイナスの見込み。
- ・収入確保の観点からネーミングライツを導入する。

### <参考>

- 基本計画時(平成29年12月)  
(収入)年間2.8億円 コンサート 25公演(50日開催)など  
(支出)年間3.4億円～4億円

## 5 利用調整の考え方

### (1) メインアリーナ

- ・コンサートやMICE、大規模なスポーツ競技大会等を優先利用の対象とする。
- ・コンサート等のイベントは、利用予定日の3年度前から予約を受け付け、利用調整を行う。
- ・3年度前よりも前に日程を調整する必要がある大規模大会は、事前相談を受け付ける。
- ・優先利用以外の一般利用は、優先利用の受付終了後、予約を受け付け、先着順に利用決定する。
- ・部分利用（アリーナの一部を利用）の受付は6か月前とするなど、全面利用を優先する。

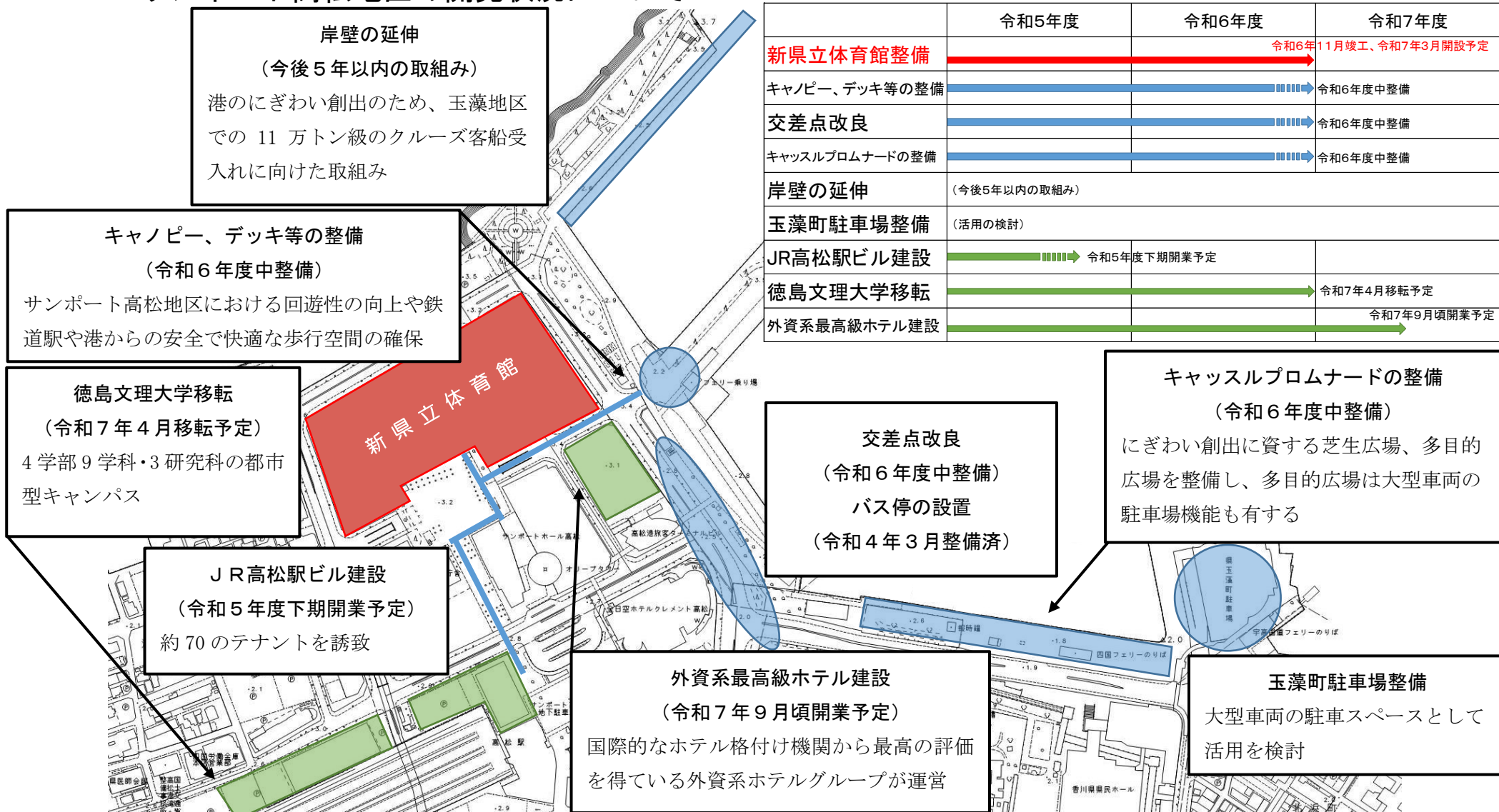
### (2) サブアリーナ・武道施設

- ・メインアリーナのイベント等との併用利用、県大会などのスポーツ競技大会を優先利用の対象とする。
- ・メインアリーナとの併用利用は3年度前から予約を受け付け、利用調整を行う。
- ・単独利用については、県内の他のスポーツ施設と同様に、利用予定日の前年度に受け付け、利用調整を行う。
- ・優先利用以外の一般利用は、優先利用の予約確定後、受付を開始し、先着順に利用決定する。

## 6 今後のスケジュール

- ・令和7年3月の開設に向け、今後、公の施設として必要となる条例議案や予算議案を提案し、議決が得られた後、速やかに指定管理者の募集に着手する。
- ・指定管理者の指定についての議決が得られた後は、その事業者に対し、利用予約の受付のほか、広報・宣伝や誘致・営業業務等、指定管理開始までの準備業務の委託を行う。

### Ⅲ サンポート高松地区の開発状況について



**岸壁の延伸**  
(今後5年以内の取組み)  
港のにぎわい創出のため、玉藻地区での11万トン級のクルーズ客船受入れに向けた取組み

**キャノピー、デッキ等の整備**  
(令和6年度中整備)  
サンポート高松地区における回遊性の向上や鉄道駅や港からの安全で快適な歩行空間の確保

**徳島文理大学移転**  
(令和7年4月移転予定)  
4学部9学科・3研究科の都市型キャンパス

**J R高松駅ビル建設**  
(令和5年度下期開業予定)  
約70のテナントを誘致

**外資系最高級ホテル建設**  
(令和7年9月頃開業予定)  
国際的なホテル格付け機関から最高の評価を得ている外資系ホテルグループが運営

**交差点改良**  
(令和6年度中整備)  
**バス停の設置**  
(令和4年3月整備済)

**キャッスルプロムナードの整備**  
(令和6年度中整備)  
にぎわい創出に資する芝生広場、多目的広場を整備し、多目的広場は大型車両の駐車場機能も有する

**玉藻町駐車場整備**  
大型車両の駐車スペースとして活用を検討

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>新県立体育館整備</b>	令和6年11月竣工、令和7年3月開設予定		
キャノピー、デッキ等の整備	令和6年度中整備		
交差点改良	令和6年度中整備		
キャッスルプロムナードの整備	令和6年度中整備		
岸壁の延伸	(今後5年以内の取組み)		
玉藻町駐車場整備	(活用の検討)		
JR高松駅ビル建設	令和5年度下期開業予定		
徳島文理大学移転			令和7年4月移転予定
外資系最高級ホテル建設			令和7年9月頃開業予定

この地図は、高松市長の承認を得て、同市所管の成果(高松市都市計画図1/2,500)を使用して調製したものである。(承認番号令和4年6月27日高都第138号)